

ポイント・サービス規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定では、お客様と当社との間における、各種取引を当社所定の基準によりポイント化し（以下「トヨタFS証券ポイント」といいます。）、当該トヨタFS証券ポイントに応じて当社が提携するクレジットカード会社等（以下「ポイント提携先」といいます。）の提供する特典が受けられるサービス（以下、この規定において「本サービス」といいます。）に関する取扱いについて定めます。お客様は本サービスの内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

(対象)

第2条 当社に証券総合口座を開設された個人の方を対象とします。ただし、特典を提供するにあたって、当社におけるお客様の登録情報とポイント提携先の登録情報が一致しない場合等は、特典を受けられない場合があります。

(ポイントの計算方法)

第3条 トヨタFS証券ポイントは、「口座開設ポイント」、「投信保有残高ポイント」の合計とし、それぞれのポイントは毎月月末に集計します。各種キャンペーン等の際、当社の判断によりポイントが付与されることがあります。

2 「口座開設ポイント」は、当社に証券総合口座の開設をお申込みされた方で、所定の口座開設手続きが完了したときにポイント付与の対象となります。付与されるポイント数は500ポイントとします。ただし、同一のお客様が証券総合口座を解約されて、再度申込みいただいてもポイントの付与は行いません。

3 「投信保有残高ポイント」は、当社指定の対象となる投資信託について、10万円以上の月末時価評価額の合計に対して10万円単位ごとに4ポイント付与されます。ただし、対象となる投資信託の時価評価残高の合計が1億円を超える場合は、一律4000ポイント付与とします。

なお、当社指定の対象となる投資信託については、当社のウェブサイト、コールセンターまたは店舗で確認していただけます。

4 「ボーナスポイント」は各種キャンペーン等の実施に際し、当社の判断により加算されます（時期・対象者・ポイント数はその時々で異なります。）。

(特典)

第4条 本サービスによってポイント提携先がお客様に提供する特典は以下のとおりです。

ティーエスキュービックカード ポイント コース

ポイント提携先	トヨタ自動車(株)、日野自動車(株)、ダイハツ工業(株)〔事務委託 トヨタファイナンス(株)〕
特典の種類	上記ポイント提携先がトヨタファイナンス(株)と提携して発行するティーエスキュービックカードのポイントプラス規定に定めるポイント加算

トヨタFS証券ポイントの特典への換算	トヨタFS証券1ポイントをティーエスキュービックカードポイントの1ポイントに交換します。
当該特典を受けられる条件	お客様がティーエスキュービックカードの個人会員であり、当社とトヨタファイナンス(株)の双方がお客様の登録情報の一致を確認した場合に限ります。
当該特典を受けられる場合の、トヨタFS証券ポイントの有効期限	毎月末に集計されたトヨタFS証券ポイントは、翌月にティーエスキュービックカードポイントに交換され、繰り越されることはありません。交換されなかった場合には、当月末をもって失効します。

(本サービスの終了)

第5条 本サービスは、第6条第1項の規定による他、お客様が当社所定の手続きにより証券総合口座の解約を申出たときに終了するものとします。

(その他)

第6条 当社は予告なしに、本サービスを終了もしくは中止し、またはその内容を変更することができるものとし、お客様はあらかじめその旨を承認するものとします。

2 この規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは改定されることがあります。

3 この規定に別段の定めのない場合には、証券総合口座約款、保護預り約款、外国証券取引口座約款、ファンド・ツミタテ取扱規定、お客様情報の取扱いに関する規定等に従うものとします。

以 上
平成16年9月